

陳 情 文 書 表

受理番号	3959	受理年月日	令和5年2月20日
件名	憲法第9条に基づく平和外交の要請		
要旨	<p>政府は、2022年12月16日、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画を閣議決定し、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有及び防衛費も5年間総額43兆円を明記した。敵基地攻撃能力（反撃能力）は、相手国の領空に侵入し、ミサイル基地だけでなく指揮統制機能等を攻撃する戦力を保有することである。また、いわゆる安保関連法制が施行されている現状において、集団的自衛権の行使などを通じて日本が戦争当事国になる危険が拡大している。岸防衛大臣は、2022年5月31日参院予算委員会において、安保関連法制に基づく集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うことを認める答弁を行っている。日本に対する攻撃がなくても米国を攻撃する第三国に対する敵基地攻撃は、先制攻撃を行う重大な表明である。</p> <p>これは、憲法第9条の下で個別的自衛権の行使を認める従来の政府の憲法解釈においても、自衛権の発動の要件、とりわけ実力の行使は日本に対する外国からの武力攻撃の排除のために必要な最小限度のものに限られ、他国の領域における武力の行使は基本的に許されないとする原則に反する。また、相手国の領域に直接的な脅威を与える攻撃的兵器の保有として戦力の保持に該当することも明らかであって、同条に明確に違反するものである。</p> <p>政府は、今後、防衛費をGDP比2パーセント以上の現予算の2倍、5兆円以上も増額するとしている。5年後には、年間の防衛予算は11兆円に達し、日本は米国、中国に次いで世界第3位の軍事大国になる。その財源を確保するために、消費税の増税や社会保障の削減、国債の発行を行うことになれば、いずれも国民に負担を強いることになりはならず、軍事大国化は国民生活を一層困窮させるものになる。</p> <p>個別的自衛権の行使であれ、集団的自衛権の行使であれ、相手国の領域を直接攻撃する敵基地等への攻撃は、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に発展するものであり、その結果は多大な国民の犠牲と広範な国土の荒廃という戦争の惨禍を再び日本にもたらすことになりかねない。</p> <p>政治の役割は、戦争を起こさせないために外交努力を尽くすことである。日本国の存立を維持するためには、国際社会の平和、とりわけ経済的、文化的に緊密な関係にある近隣諸国との武力紛争を防止して、平和的な外交関係を構築する以外に方法はない。政府は、武力に依拠するのではなく、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすべきである。</p> <p>ついては、京都市会として、国に対し、敵基地攻撃能力保有と防衛費2倍化を行わず、日本国憲法第9条に基づく平和外交を行うことを求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		